平成２５年（フ）第９０号
大阪市都島区内代町３丁目10番32号
債務者　羽根田登喜雄
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００号
大阪府豊中市春日町１丁目２番10号、前住所大阪府豊中市宮山町１丁目５番43号
債務者　小山　紗生（旧氏名惣領恵子・小山恵子）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６７号
大阪府高槻市淀の原町40番13号
債務者　花田　良子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６９号
大阪市平野区加美北８丁目９番１―110号
債務者　角田　久代
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７号
兵庫県赤穂市城西町58番地１　エバーグリーン城西104
債務者　三谷　和久
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４７６号
兵庫県姫路市神子岡前４丁目２番16号
債務者　谷重　宣和
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５８７号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目１番地県営江鮒鉄筋２号棟301号
債務者　中嶋登起代
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３２４号
福岡県久留米市田主丸町田主丸977番地１　サニーリブＡ棟101号
債務者　中田　敬吾
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３６３号
長崎県長崎市麹屋町４番10号
債務者　自由軒こと　橋冨　清志
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
長崎県長崎市淵町１番13号
債務者　木村慎太郎
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５６号
仙台市宮城野区出花１丁目４番地の７　ヴューポートオバタⅡ―401
債務者　須田　直美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８９４号
仙台市青葉区川平３丁目43番28号　サンガーデン光峰Ａ―101
債務者　阿部三枝子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９１３号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　市営住宅５Ａ21棟５
債務者　工藤　京子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
宮城県大崎市古川小林字南46番地
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
宮城県大崎市岩出山池月字上一栗堰ノ上22番地、従前の住所宮城県大崎市古川塚目字石名坂193番地１
債務者　氏家　　浩
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
秋田市土崎港相染町字中谷地９番地10
債務者　菅原　香織
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３号
茨城県潮来市辻393番地７
債務者　遠藤　哲哉
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２７８号
茨城県猿島郡境町大字若林567番地２
債務者　染谷たけ子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部